

令和5年9月愛荘町議会定例会会議録

令和5年9月29日（金）午前9時00分開議

議事日程（第4号）

- 日程第 1 議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 2 議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 3 議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 4 議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 5 議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

~~~~~

追加日程第1 議案第59号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）

~~~~~

追加日程第1 意見書第3号 精神障害者2級まで福祉医療の対象にすることを求める意見書

追加日程第2 議提第10号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第3 議提第11号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第4 議提第12号 広報常任委員会閉会中の継続調査について

追加日程第5 議提第13号 議員派遣について

出席議員（14名）

1 番 久保田 正 利 君	2 番 小 菅 久 宣 君
3 番 中 川 喜代和 君	4 番 澤 田 源 宏 君
5 番 森 野 隆 君	6 番 村 田 定 君
7 番 上 田 太 治 君	8 番 高 橋 正 夫 君
9 番 外 川 善 正 君	10 番 河 村 善 一 君
11 番 瀧 すみ江 君	12 番 竹 中 秀 夫 君
13 番 辰 己 保 君	14 番 村 西 作 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	有村国知君	副 町 長	中西 功君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長 兼教育振興課長事務取扱	上 林 市 治 君
企画政策監兼 みらい創生課長事務取扱 兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長	西川傳和君	総 務 政 策 監	生 駒 秀 嘉 君
福 祉 政 策 監 兼健康推進課長事務取扱	木村美紀君	産 業 政 策 監	北川三津夫君
経 営 戦 略 課 長	田中孝幸君	建設・下水道課長	羽 田 順 行 君
生 涯 学 習 課 長 兼国スポ・障スポ開催準備室長	陌間秀介君		

事務局職員出席者

議会事務局長	森 まゆみ	書 記	伊 谷 一 真
--------	-------	-----	---------

開議 午前9時00分

◎開議の宣告

○議長（村西作雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま上田太治君から9月11日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規程によって、お手元に配付しました発言取消し申出書に記載した部分が、個人の私生活にわたる言論であったため取り消したいとの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、上田太治君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

◎議事日程の報告

○議長（村西作雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第1、議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、予算・決算特別委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。予算・決算特別委員会の審査報告を求めます。予算・決算特別委員会、河村委員長。

〔予算・決算特別委員会委員長 河村善一君登壇〕

○予算・決算特別委員会委員長（河村善一君） 予算・決算特別委員会委員長報告を行います。

令和5年9月29日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町予算・決算特別委員会委員長、河村善一。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定しないことに決定した。

2、審査経過。9月20日に総務部門と産業部門より説明を受け、質疑を行い、9月21日に民生部門と教育部門より説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。その後、事業執行における一般会計と土地開発基金の関係性と、各委員会等に定められている開催回数の執行状況について、集中審議を行いました。

総務部門の主な内容は、各種委員会の開催について。土地開発基金、財産の内容について。職員定数について。税の滞納者への対応について。家庭ごみ15%減量化作戦の成果と課題について。ウォーカーブルタウン創生事業の費用対効果について。空き家改修補助金について。土地改良区賦課金の支出について。

産業建設部門は、ふるさと納税のサイト使用料について。湖東三山館と街道交流館の指定管理について。まると広域化の参加団体について。

民生部門は、帯状疱疹ワクチンの助成について。保育士確保事業について。子育てエール米配布事業について。各種証明書のコンビニ交付について。三方よしの健康延伸プロジェクトについて。

教育部門は、PTA活動について。AIドリル等の導入について。適応指導教室と学校との連携について。まちじゅう読書の推進について。

また、集中審議の質疑は、入札監視委員会や自治基本条例推進委員会などについて。基金取得財産の買戻しについてなど、活発に審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立少数で議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては認定しないことに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（村西作雄君） ありがとうございます。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。11番、瀧議員。

○11番（瀧 すみ江君） 11番、瀧 すみ江。

議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、認定しない立場から討論を行います。

米30キロ当たり467円の交付金を交付した農業者緊急支援補助金をはじめとす

る新型コロナウイルス感染症への対応、また、すこやか子育て応援事業、子育て安心保育事業、愛知中学校大規模増改築事業、健康寿命延伸応援事業など、町民の健康、暮らし、教育を守る事業に対しては認定します。

令和4年度決算中、マイナポイント申込支援事業により、令和4年度は1,355件の設定支援を行ったとのこと。政府は、今年6月2日にマイナンバー法等改正案を成立させました。しかし、マイナカードをめぐるトラブルは後を絶ちません。2024年の秋に健康保険証が廃止されることに伴って、マイナンバーカードの取得が強制されようとしています。マイナンバー制度創設のきっかけは、医療、介護費の削減にありました。マイナンバーカードの国民への普及を狙っているのは財界です。

経済同友会は、2022年4月、マイナンバーカードの持つ全ての機能は、スマホなどのデジタルデバイスに健康保険証などの機能とともに移行すべきと提言し、将来的にはマイナンバーカードを廃止すべきとしています。本人の知らないところで個人データを集積し、行政機関が持つ医療や介護、生活実態などの機微な個人情報を民間分野で流通させることを狙っています。そのことは、今議会で審議、採択された議案第47号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例で示されています。

マイナンバーカードの普及も、スマートフォンへの移行も、その大本は財界の要求であり、国民が望んでいるものではありません。情報漏えいや操作ミスなど、トラブルが多いマイナンバーカードを国民に強制することはやめ、2024年秋の健康保険証廃止を中止することを訴えます。

部落解放・人権政策確立要求郡実行委員会負担金75万6,000円や、コロナ禍で事業が取りやめになり、決算の計上がされなかった部分がありますが、3自治会だけを対象とするコミュニティづくり推進事業助成金などの同和行政関係の助成があります。人権尊重のまちづくりと言われるなら、同和特別扱いをやめるべきです。

令和4年度は、町長、議会の改選後に始まりました。改選直後の令和4年3月議会では、米価暴落の影響が出ていた中で、一般質問では、複数の議員が米1俵1,000円の生産補償を求め、予算・決算特別委員会やその分科会でも、農業者への農業支援を求める質疑がありました。にもかかわらず、町長は生産者に自己責任を求め、農業の実情に向き合おうとはしなかったため、議会が米の生産補償の予算計上を行いました。このような町長の姿勢は、湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定にも表れています。

町長の町民や議会と向き合わない姿勢が顕著に表れたのが、庁舎等リニューアル事業です。令和4年度中の7月に、公共施設の最適配置についての住民説明会を秦荘会場と愛知川会場で2回にわたって開催されましたが、そこで出された町民への疑問や意見に町が答えられていないのが現状でした。令和4年度のことなのに、決算には何1つその内容も成果も記載されていません。何のために説明会を行ったのでしょうか。令和3年4月27日に、庁舎リニューアル工事費の補正予算を取り下げてから、令和5年度までに何人もの議員が数々の提案、意見などを出してきましたが、それを取り入れる姿勢は町長にはありませんでした。決算審査の中で、旧警部交番、旧警察官舎解体工事をめぐって、何人もの議員から疑問が出されました。

以上、議員が納得できない行政運営を招いている町長の姿勢を批判して、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。2番、小菅君。

○2番（小菅久宣君） 議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

現在、新型コロナウイルス感染症法上、5類に移行し、まだ完全に終息を与えないものの、当初からの影響は変化しつつ、感染状況も注視しつつも、平時に近づいてあります。

令和4年度において、新型コロナウイルス感染症は、人々の暮らしや経済に大きな影響を与え、ウイルスの変異による感染が急拡大し、終息が見えない状況となりました。そうした中、新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、第2次愛荘町総合計画前期基本計画の最終年であり、町の重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」のプロジェクトの実施に必要な施策として、子供、子育て環境充実、学びの向上、教育環境の充実、健康寿命の延長事業、高齢者の活躍、愛荘町の魅力発信、安全で安心なまちづくり、持続的なまちづくりの推進、7つの分野、領域を重点に推進されました。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止、ウィズコロナの中で、社会経済活動の再開に向けて対応する次なる危機を備えるために、国の補正予算等を活用し、感染対策や経済政策を実施されました。コロナ対策はもちろんのこと、本町の持続的発展につながる各種の施策も的確に施行されました。今後も原油高騰、物価高騰により非常に厳しい財政状況が当面続くと見込まれています。このような状況のある中、職員

皆様が一丸となって行政改革に取り組んでいただき、さらなる健全なる財政運営と住民の満足度の向上に努めていただきたいと思います。

以上、本決算の認定について賛成するものです。各位におかれましても、御賛同をお願いし、賛成討論を終わります。

以上です。

○議長（村西作雄君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案に対する予算・決算特別委員会委員長の報告は認定しないとするものです。

それでは、原案について採決します。原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（村西作雄君） 起立少数です。よって、議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定しないことに決定しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第2、議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の審査報告を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

[総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇]

○総務産業建設常任委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年9月29日、愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳

出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

2、審査経過。9月14日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは土地売却収入が前年度より増加していることについて。事業完遂に向けた今後の見通しについて。土地改良区賦課金の支払い理由と農地の管理についてなど、審査が行われました。討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（村西作雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第54号 令和4年度愛荘町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

◎議案第55号～議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第3、議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第4、議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについて、日程第5、議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

の認定を求めることについては、教育民生常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。教育民生常任委員会の審査報告を求めます。教育民生常任委員会、竹中委員長。

〔教育民生常任委員長 竹中秀夫君登壇〕

○教育民生常任委員長（竹中秀夫君） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

令和5年9月29日、愛荘町議会議長、村西作雄様。愛荘町教育民生常任委員会委員長、竹中秀夫。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、審査結果。議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについてを認定することに決定。

2、審査経過。9月15日に教育民生常任委員7名が慎重に審査をいたしました。国民健康保険事業特別会計の質疑の主なものは、一般会計からの歳入について。県内保険料統一後の財政調整基金の活用について。特定健康診査の受診率について。国民健康保険税の滞納状況の対応について。就学児の国民健康保険税の均等割軽減についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

次に、後期高齢者医療事業特別会計の質疑の主なもの、保険料の普通徴収者の未納者について、保険料の算定における所得割の率の動向についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定をいたしました。

最後に、介護保険事業特別会計の質疑の主なものは、基金積立額の増加、その運用について。介護サービス事業の抑制について。介護施設利用に関わる経済的支援についてなど、審査が行われました。討論は反対討論が1件、賛成討論が1件ありました。採決の結果、起立多数で議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（村西作雄君） はじめに、議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和4年度国民健康保険事業特別会計決算を認定しないことを表明します。

国民健康保険制度は、国民皆保険を守る最後のセーフティーネットです。しかし、国保加入者は最後のセーフティーネットに逆行する現実を突きつけられています。その現実をつくっているのは、国保加入者の約80%が200万円以下の低所得階層であり、低所得者に応能割、応益割と分類して課税する保険税の仕組みにあります。保険税の課税の仕組みは、健康保険税だけでなく、後期高齢者支援金、介護保険支援金全てに適用し、低所得者層に、払いたくても払えない加入世帯をつくり出しています。その結果、医療機関への診療を自制することにつながっています。

国が1兆円交付すれば、応益割は廃止できます。令和4年度国民健康保険事業特別会計は、国民健康保険財政調整基金残高は約1億9,900万円です。歳入歳出差引額は1,688万円です。単年度収支差引額の半額を充てるだけでも、中学校卒業までのこの応益割は撤廃できます。国は、限定的とはいえ、軽減措置を講じました。国保財政基金を積み増しする根拠はなくなってきました。よって、子への応益割の廃止は、基金を充当しても、県統一化のもとでも影響を受けることはないと考え、この廃止を訴えます。

国はマイナ保険証の強制のため、健康保険証の廃止を決めました。デジタル化の前提は、個人情報の漏えいは1件たりともあってはならないこと。誤情報のひもづけは絶対に許されないのです。マイナ保険証の持ち歩きは、個人財産の持ち歩きと同じとなり、この視点からも、健康保険証の廃止は中止すべきと訴えて反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、議案第55号 令和4年度愛荘町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありますか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和4年度後期高齢者医療事業特別会計決算を認定しないことを表明します。

年金生活者は、高齢者になるほど厳しい生活を余儀なくされています。令和4年10月から、後期高齢者医療制度は、世帯の窓口負担が75歳以上の被保険者の課税所得、28万円以上や年金等の収入を基に世帯単位で判定されて、医療費負担が2倍になります。また、74歳以下の方が受けていた福祉医療費助成が75歳をもって対象から除外され、医療費窓口負担一律1割以上となりました。後期高齢者医療保険料も、所得割8.7%と高いまま推移しています。被保険者1人6万7,667円の保険料負担となっています。こうした制度変更は、高齢であっても、いつまでも働き続けなければならない深刻な状況をつくっています。

後期高齢者医療事業は、県連合会の事務となり、我が町は窓口業務のみであり、保険料負担、そして診療費負担などにより生活が脅かされている実態を被保険者は直接届けることができなくなりました。国民健康保険事業も、県統一の完全事業運営に移行すれば、被保険者は決定を受け入れるだけの保険事業になります。社会保険制度の見直し、在り方を問いかけて、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、議案第56号 令和4年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

次に、議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。令和4年度介護保険事業特別会計決算を認定しないことを表明します。

令和4年度は第8期介護保険事業計画の初年度です。介護保険制度は、国の社会保障制度の支援金を減額する方針の中で、介護サービス負担が増えています。施設等に入所する低所得者の食費、住宅費を補助する補足給付について、住民税非課税世帯で120万円を超えると自己負担金が2万2,000円増え、食費、居住費、保険料を合わせて月8万2,000円の負担となりました。非課税世帯であっても情け容赦のない負担増を押しつけたことは断じて許されません。介護施設を利用しても、自己負担が増えているのも実態です。社会全体で支えとしながら、国の負担が抑えられているからです。

国は介護制度の後退と併せて事業交付金を抑制しているため、本町事業運営費はいや応なしに膨れ上がります。その結果、介護保険料は計画見直しごとに引き上げられ、悲鳴を上げている方は低所得者だけではありません。国に財源がないのかを検証すべきです。政府は5年間で軍事費43兆円を打ち出しました。本年度は7.7兆円で前年度より1兆円の増額です。大企業の税率を中小企業並みの税率に戻すだけで介護保険

料の引上げは抑制できますし、サービスの抑制も改善されます。

改めて、軍事費の膨張ではなく、国民生活を守る政治を取り戻すことを呼びかけて、反対討論といたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する教育民生常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数であります。よって、議案第57号 令和4年度愛荘町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 日程第6、議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、総務産業建設常任委員会に付託し、審査が行われた報告書が提出されています。

総務産業建設常任委員会の報告審査を求めます。総務産業建設常任委員会、森野委員長。

〔総務産業建設常任委員長 森野 隆君登壇〕

○総務産業建設常任委員長（森野 隆君） 総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

令和5年9月29日、愛荘町議会議長、村西作雄様。総務産業建設常任委員会委員長、森野 隆。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、愛荘町議会会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求め

ることについてを認定することに決定。

2、審査経過。9月14日に総務産業建設常任委員7名の出席がありました。

質疑の主なものは、下水道使用料の滞納の状況と対応について。水洗化率向上に向けた取組についてであります。また、討論はありませんでした。採決の結果、全員賛成で議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（村西作雄君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。本案に対する総務産業建設常任委員会委員長の報告は、認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立全員であります。よって、議案第58号 令和4年度愛荘町下水道事業会計決算の認定を求めることについては、認定することに決定しました。

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま議案1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議案1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、議案第59号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務政策監。

○総務政策監（生駒秀嘉君） それでは、議案第59号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）を御説明をさせていただきます。補正予算書のほうで御説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第59号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,537万円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億439万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

続きまして、2ページをお願ひをいたします。第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入の部からでございます。18款繰入金2項基金繰入金、補正予算額が1,532万3,000円の追加。補正後予算額が11億5,342万5,000円。

下段でございます。20款諸収入5項雑入、補正予算額が4万7,000円、補正後につきましては2億2,044万8,000円とするものでございます。歳入合計といたしまして、補正額が1,537万、後の予算額が109億439万円とするものでございます。

3ページをお願ひをいたします。歳出の部でございます。2款総務費1項総務管理費、補正予算額が1,450万1,000円の追加。補正後の予算といたしまして17億4,468万9,000円とするものでございます。

8款土木費4項都市計画費、補正額が62万5,000円の追加、後が5億1,736万9,000円。

下段でございます。10款教育費6項保健体育費、補正予算額が24万4,000円の追加。後の予算が4億1,961万4,000円とするもので、歳入の合計と同額で、歳出の合計につきましても、補正予算額が1,537万、補正後の予算額といたしまし

て109億439万円とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いをいたします。

○議長（村西作雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番、村田定君。

○6番（村田 定君） 6番、村田です。6号についての質問ではなくて、12日に一般会計補正予算（第5号）を否決をされました。それによって、大きく新聞等々で報道され、今、住民さんは大変不信に思っておられます。そうしたことで、5号の補正予算を、この6号の追加の補正予算であれば、今日、なぜ5号と一緒に6号の追加をしてやられなかったのか、その点を……。

○議長（村西作雄君） 村田議員に申し上げます。今の質疑については、59号の一般会計補正予算（第6号）に対する質疑ですので、その質疑は取りやめていただきたいと思います。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前9時44分

再開 午前9時53分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

○議長（村西作雄君） ただいま提案されました令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）について、質疑がほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。6番、村田 定君。

○6番（村田 定君） 先ほど申しましたように、5号を置いて6号をやるということに対しては、住民は納得してもらえない。説明ができないということで、反対をいたします。

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、議案第59号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（村西作雄君） お諮りします。ただいま意見書1件、議提4件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、意見書1件、議提4件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎意見書第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第1、意見書第3号 精神障害者2級まで福祉医療の対象にすることを求める意見書を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 意見書第3号を提案させていただきます。朗読をもって提案とさせていただきます。

意見書第3号、令和5年9月29日、愛荘町議会議員、村西作雄様。

精神障害者2級まで福祉医療の対象にすることを求める意見書。上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。提出者、愛荘町議会議員、辰己 保。賛成者、同、瀧 すみ江。

精神障害者2級まで福祉医療の対象にすることを求める意見書。

精神障害者は、知的・身体障害者（全ての診療科対象）と違い、精神疾患以外の他科受診は自己負担になることから、滋賀県精神障害者家族会連合会は、2級までの医療費助成を要望されてきた。この間、県下の市町議会からも、精神障害者の医療費助成拡充を求める意見書が提出されている。

しかし、7月18日に行われた首長会議で、滋賀県は福祉医療の対象を精神障害者保健福祉手帳1級（2級は2種）保持者に限ると提案された。参加していた市長から「大きな流れは、障害者差別解消法。合理的な配慮ということが言われている。2級を外している。数が増え、財政的に厳しくなるから。本当にそういうことを続けてい

いのか」と厳しい声が出されている。

精神障害者の多くは、低い障害者年金で暮らす2級(現在7,922人)の方であり、命や健康を守るため、一刻も早く、福祉医療の対象を2級まで広げることが求められる。

よって、精神障害者の福祉医療の対象を2級まで広げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月29日。

滋賀県知事様。

滋賀県愛荘町議会。

どうか福祉医療の対象、それを2級まで広げることが本当に大事だと私は思っていますので、どうか適正な御判断を頂くことをお願いして、提案とさせていただきます。

○議長(村西作雄君) これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河村善一君。

○10番(河村善一君) 10番、河村善一です。

精神障害の手帳を持っている、またそれをサポートされている方に、今回の意見書について意見を交わしました。そうする中で、議論した内容を読まさせていただき、発議者の方に御意見を聞きたいと思います。

サポートされている方は、県立学校、中学校の職員さんでも3名の方が2級の手帳を取得されていると。一般職で採用されている方もおられるし、障害者雇用の会計年度職員さんもおられ、給与の格差がある状況であります。

精神障害の多様な種別によって、障害程度の違いが大変見にくいところがあります。定期通院をしようとする方と年間数回の方もおられ、手帳2級の方全員を対象にするには賛否が分かれるところではないかと考えているところであります。

障害の状況によっては、手帳更新時に2級から3級になる方もおられ、年金も受給停止になる方もおられます。2級の取得者を福祉医療の対象とする論議なら、手帳の1級、2級は更新される医師の診断の基準についても同時に議論され、手帳の2級が継続更新される必要があると思います。手帳の1級、2級が更新継続される医師の診断の基準の見直しをして等級が下がってしまわない合理的な配慮の検討が必要かと思えます。今後、精神障害者手帳をはじめ、障害者、手帳を持っておられる状況はどうであるのか、調査研究が必要と考えますが、そういう点について、発議者の御意見を

質問をしておきたいと思います。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 河村議員の質疑に対してお答えします。

御指摘のとおり、要するに等級の審査、これに対しては、今言われたように年金手帳やそういうものも全部対象になって、そして医師の診断ということがされています。そうした中で、確かに私も担当課の話やらもレクチャーをしていただいて、いろんな情報を得ることができました。

今、御指摘のとおり、本当に私たちはこうした質問の中での御指摘、こういうものもしっかりと受け止めて、本当に障害を持っている方が住みやすい町の在り方を研さんしていくということは非常に大事だと考えています。とはいえ、とりわけやはり今、県に対しても要望されている2級の方まで広げていくということを意見書で上げてほしいという要望に対して、しっかりと受け止めて今回、提案をさせていただいたところで、御理解を頂きますようお願い申し上げたいと思います。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。7番、上田太治君。

○7番（上田太治君） 福祉の向上に対して支援をすることは大変大事なことやとは思いますが、ただ、私はこのことについては十分な知識を持っておりませんので、どちらかについての判断をすることは大変難しい状態にあります。少し勉強をして、みんながそういうことを十分知ってから提案をされてはいかがと思いますが、どうですか。

○議長（村西作雄君） 13番、辰己 保君。

○13番（辰己 保君） 上田議員の御提案、そのこと自体を否定されるものではなく、今、河村議員の質疑に対しても答えたように、我々が本当にどの地域であれ、要するに愛荘町にとって障害者が住みやすい町をどう構築していくかという点ではまだまだ研さんが必要だし、研究が必要だということは当然だと思っています。

でも、今求められているのは、2級の人まで医療の対象をしてほしい、医療対応をしてほしいという要望ですので、この意見書に対して御理解を頂きたいということをお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（村西作雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 討論なしと認めます。

○議長（村西作雄君） 暫時休憩いたします。10時20分から再開いたします。採決は再開後にいたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時20分

○議長（村西作雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（村西作雄君） 意見書第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村西作雄君） 起立多数です。よって、意見書第3号 精神障害者2級まで福祉医療の対象にすることを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎議提第10号～議提第12号の上程、説明、決定

○議長（村西作雄君） 追加日程第2、議提第10号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから、追加日程第4、議提第12号 広報常任委員会閉会中の継続調査についてまでを一括議題とします。

各常任委員会委員長より、閉会中も継続調査に付したい旨の申出がありました。閉会中の継続調査に付すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第10号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について、議提第11号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について、議提第12号 広報常任委員会閉会中の継続調査については、閉会中も継続調査に付すことに決定しました。

◎議提第13号の上程、説明、採決

○議長（村西作雄君） 追加日程第5、議提第13号 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（村西作雄君） 異議なしと認めます。よって、議提第13号 議員派遣については、お手元に配付しました議案のとおり議員を派遣することに決定をしました。

◎閉会の宣告

○議長（村西作雄君） これで本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（村西作雄君） 町長、閉会挨拶。

○町長（有村国知君） 令和5年9月愛荘町議会定例会の閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

今議会で提案させていただきました案件は、人事案件5件、報告案件2件、条例案件1件、契約議決案件1件、補正予算案件5件、愛荘町一般会計等歳入歳出決算認定案件6件の計20件でございます。慎重審議の上、御議決を頂き、誠にありがとうございました。

このうち、9月12日に審議を頂きました議案第48号 契約の締結につき議決を求めることについて、並びに議案第49号 令和5年度愛荘町一般会計補正予算（第5号）の2案件は御可決いただくことができませんでした。また、本日採決いただきました議案第53号 令和4年度愛荘町一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについても不認定との御判断でございました。

これらの議案に可決あるいは認定を頂けなかったことにつきまして、議案提出者としていたしまして大変重く受け止めております。特に、議案第48号の旧愛知川警部交番官舎解体工事に係る変更契約につきましては、周知看板の当初設置に際し、滋賀県屋外広告物条例に照らした適切な手続ができていなかったこと、また契約変更内容にかかる議会への前もっての御説明が十分とは言えなかったことなどが要因であると認識しており、お詫びを申し上げます。

また、議案第49号の一般会計補正予算につきましても、公共施設除雪費用の過年度支出に伴う補正予算の計上に対し御意見を頂いており、事務処理誤りが生じたことにつきまして、大変申し訳なく存じます。

議員各位から頂きました様々な御意見を真摯に受け止め、今後に活かしてまいりたいと存じます。なお、今期定例会で御可決を頂けなかった2案件につきましては、頂きました御意見への対応を速やかに図ってまいりたいと考えております。

結びに当たりまして、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御健康と御多幸、そしてますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。ありがとうございました。

○議長（村西作雄君） これをもって、令和5年9月愛荘町議会定例会を閉じます。
大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時26分

上記会議の次第は事務局長 森 まゆみの記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議 会 議 長

令和 年 月 日 議 会 副 議 長

令和 年 月 日 議 会 仮 議 長

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 2 番

令和 年 月 日 議 会 議 員 1 3 番